

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1149））

2. 日 時：平成30年7月24日 13時30分～15時10分  
18時30分～19時15分

3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、義崎管理官補佐、中川上席安全審査官、吉村上席安全審査官、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、秋本安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、千明主任安全審査官、日南川安全審査官、宇田川原子力規制専門職、桐原調整係長、矢野審査チーム員、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 調査役 他20名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ 課長

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る原子炉格納施設の設計条件に関する説明書、発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書及び説明スケジュールについて説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書関係】

<格納容器圧力逃がし装置>

- スクラビング水補給期間の評価条件である室温について、設定根拠として放射性物質の発熱による温度上昇を加えているが、どの程度の温度上昇を見込んでいるのか定量的に整理して提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所工事認可申請における資料提出・ヒアリングスケジュール（案）
- ・発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

- ・ V-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書のうち 補足-270-3【格納容器圧力逃がし装置について】
- ・ 東海第二発電所 発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料 火災防護について